

和束町商工会 NEWS 第47号



発行 和束町商工会 令和3年5月14日
〒619-1212 京都府相楽郡和束町釜塚京町19
☎0774-78-3321 📠0774-78-4030
✉wazuka-sci@kyoto-fsci.or.jp
🌐http://wazuka.kyoto-fsci.or.jp/



令和3年度中小企業知恵の経営 ステップアップ事業補助金のご案内

実施例

経営改善計画に遂行に向けた取り組み、商品の販売促進の取り組みなど

展示会出展、ブース造作費、新聞折込、チラシ作成、ホームページ作成、集客増加を目指す事務所等の修繕経費、備品等の購入経費

省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する取り組みなど

作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新など

その他、創業時に係る取り組み、事業趣旨に合致した取り組み等

項目	対象	補助率	補助上限	
経営改善型	業務改善に繋がる工夫を凝らした事業など。別途専門家派遣も可能	小規模企業	3分の2	200,000円
		中小企業	2分の1	300,000円
		中小企業を構成員とする団体等	3分の2	200,000円
		商店街団体	3分の2	200,000円
起業支援型	雇用を伴う創業（創業5年目までを対象）第二創業に関する取組など	創業予定者・中小企業	3分の2	200,000円

対象事業者	和束町内に事業所等を有する中小企業等及び商店街団体（令和2年度、中小企業知恵の経営ステップアップ事業を実施した企業は対象外）
事業実施期間	交付決定日～令和3年12月14日(火)（4/1から着手分可（事前着手届が必要）但し支払済みは不可）
要件	中小企業応援隊（経営支援員）の支援を受けること
募集期間	受付期間：令和3年5月17日(月)～令和3年5月31日(月)
審査会	申請頂いた後、審査会にて採択の適否がございます。
その他	補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年会計年度終了後に報告書を知事に提出する必要があります。様々な用途で利用できるパソコン等の購入は対象外となる場合があります。

申請・相談窓口

応募には和束町商工会経営支援員にご相談ください。

締切間近

融資のご案内

取扱金融機関（日本政策金融公庫）

【受付】R3年6月末まで
※継続延長の場合あり。

新型コロナウイルス対策マル経（小規模事業者経営改善資金）

<ご利用いただける方>

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方。

商工会が実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要です。

<ご融資限度額>

別枠1,000万円

<利率>

マル経利率**1.21%**（令和3年5月6日時点）より当初3年間**▲0.9%**引下げ（**1.21%→0.31%**）

<ご返済期間>

設備資金 10年以内（うち措置期間4年以内（別枠の1,000万円以内））

運転資金 7年以内（うち措置期間3年以内（別枠の1,000万円以内））

その他 一定の条件に該当した場合、当初3年間、無利子化

【受付】R3年6月末まで
※継続延長の場合あり。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している皆様を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

ご利用いただける方
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方

2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方。

(1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます）の平均売上高

(2) 令和2年12月の売上高

(3) 令和2年10月から12月の平均売上高

資金のお使いみち
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金

融資限度額 8,000万円（別枠）

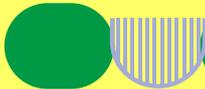
利率 6,000万円を限度として、当初3年間基準金利▲0.9%（1.55%→0.65%）

ご返済期間
設備資金 20年以内（うち措置期間5年以内）

運転資金 15年以内（うち措置期間5年以内）

担保
無担保

その他 一定の条件に該当した場合、当初3年間、無利子化



(事業主の方へ)

令和3年5月・6月の 雇用調整助成金の特例措置等について

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年4月30日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、**一部内容を変更し、この特例措置を6月30日まで延長いたします。**

月次支援金6月申請開始〈予定〉

- 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置※1又はまん延防止等重点措置※2に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付します。月次支援金の給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めていきます※3。

給付対象について

ポイント1

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※4

ポイント2

2021年の**月間売上が**、2019年又は2020年の同月比で**50%以上減少**

給付額

= 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

中小法人等

上限 **20**万円/月

個人事業者等

上限 **10**万円/月

対象月

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、**売上が50%以上減少した2021年の月**

基準月

2019年又は2020年における**対象月と同じ月**

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態措置」

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」

※3 申請者の利便性向上のために一時支援金の仕組みを用いるため、一時支援金事務局が月次支援金事務局を兼ねることとします。

※4 **2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。**なお、外出自粛等の影響には、人流抑制を目的とする休業又は時短営業の要請を受けた事業者に対して、商品・サービスを提供していることによる影響も含まれます。ただし、地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う協力金の支払対象の事業者については、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金の給付対象外です。

京都府の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・緊急事態措置協力金を申請されている方は対象外です。

令和3年度 和東町商工会部会役員ご紹介

各部会の総会の提案議題が全て承認されました。
役員改選により、下記の新体制になりました。

商業部

部長	井上 博一	理事	山田 育子	理事	木崎 裕太
副部長	射場 信	〃	北 恵美子	〃	和所 俊昌
〃	竹谷 保廣	〃	上嶋 伯協	〃	岡田 裕貴
理事	井上 勝司	〃	藤木 忠宏	監事	藤田 敏幸
〃	飯田 喜夫	〃	岡田 文利		
〃	山口 忍	〃	谷村 正己		

食品衛生部

部長	木崎 裕太
副部長	和所 俊昌
理事	井上 勝司
〃	西田 拓司
〃	藤木 忠宏
〃	田中 大貴
監事	石田 陽子

茶業部

部長	中井 章洋
副部長	上嶋 伯協
〃	辻 幸博
幹事	藤岡 照弘
〃	東 亍子
監事	岡田 文利

青年部

部長	中井 啓人
副部長	丸田 武志
〃	岩崎 慎也
監事	東 真寛

女性部

部長	井上 孝美	監事	石田 陽子
副部長	大西 慶子	〃	北 昌代
〃	山田 育子		
常任委員	山口 忍		
〃	畑 厚子		
〃	松石 博美		

令和3年度 商工会職員体制

事務局長	坊 直光
経営支援員	佐々木 基滋
経営指導員	森川 和美
記帳指導員	西川 雅美
観光案内所職員	井上 可奈

佐々木 基滋(経営支援員)

令和3年4月1日京都府商工会連合会から異動

新しい職場に慣れるまでは、何かとご迷惑をおかけしますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

森川 和美(経営支援員)

記帳指導員から経営支援員へ

4月1日より経営支援員として引き続きお世話になります。これからは多方面に渡り経営のご支援ができるよう日々精進して見ますのでご指導よろしく願います。

西川雅美(記帳指導員)

新規採用

この度、ご縁がありまして、もう一度和東町商工会で働くこととなりました。1日でも早く皆さんのお役に立てるように頑張りますのでよろしくお願い致します。